

事務連絡
令和元年7月10日

別記 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療施設等設備整備費補助金（在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業）
の追加募集について

平素より、厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療施設等設備整備費補助金（在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業分）については、各都道府県から提出いただいた事業計画に基づき、令和元年6月28日、各都道府県へ内示したところですが、予算に残額が生じる見込みであること等から、事業の追加募集を行うこととし、各都道府県へ連絡をしております。

つきましては、貴団体におかれましても、本件について御了知いただくとともに、貴団体会員等に対して、周知していただきますよう、御協力願います。

なお、当該補助金の申請に関する御照会は各都道府県へお願いいたします。

【参考資料】

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱（別紙）

別紙

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備し、災害時においても患者の生命を維持できる体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下、「医療機関」という。）とする。

3 事業内容

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備する。
※簡易自家発電装置等は、災害等による電力不足に備えて、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するものとする。

※簡易自家発電装置等とは、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。

※実施主体においては、保守・点検等を十分に実施すること。なお、当該事業は、補助した簡易自家発電装置等にかかる保守・点検等のランニングコストは含まれない。

4 国の補助

国は、医療機関がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出する経費について、厚生労働大臣が別に定める「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

(別記) 35団体

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
一般社団法人 全国在宅療養支援診療所連絡会
公益財団法人 日本訪問看護財団
公益社団法人 日本助産師会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本社会医療法人協議会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 国立大学附属病院長会議
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
社会福祉法人 北海道社会事業協会
社会福祉法人 恩賜財団済生会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
一般社団法人 全国社会保険協会連合会
総務省自治行政局公務員部福利課
全国厚生農業協同組合連合会
健康保険組合連合会
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター